令和４年７月２６日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　茂　松　茂　人
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 72）

日本医師会より、標記に関して、令和４年７月２２日付事務連絡で、診療報酬の取扱いが示されたとの連絡がありました。今回の事務連絡においては、

①「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 68）」（令和４年３月 16 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問１において、令和４年７月 31 日までの間算定できるとされている「二類感染症患者入院診療加算（250 点）」に関して、令和４年８月１日から９月 30 日までの間は、引き続き、当該点数を算定することができる。

【①については、問１の（答）に示されている「患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為がある場合に、当該点数を算定することができる。」とされる解釈について、日本医師会医療保険課に照会したところ、初診料算定時に限らないとのことでした。

なお、当該点数は、「臨時的な取扱い（その 63）」問１のとおり、「公表されている診療・検査医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合」に算定できるとされております。】

②「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 70）」（令和４年４月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問１において、令和４年７月 31 日までの間算定できることとされている「電話や情報通信機器により重症化リスクの高い者※に対応する療養上の管理に係る点数(147 点)」に関して、令和４年８月１日から９月 30 日までの間は、引き続き、当該点数を算定することができる。

※重点的に健康観察を行う対象者

①65 歳以上の者

②40 歳以上 65 歳未満の者のうち、重症化リスク因子を複数持つ者

＊なお、重症化リスク因子は以下を指すものとする。

ワクチン未接種(ワクチン接種が１回のみの者も含む)、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満(BMI30 以上)、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全

③妊娠している方

－との取扱いが示されております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和４年７月２２日付厚生労働省保険局医療課事務連絡

問１「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 68）」（令和４年３月 16 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問１において、令和４年７月 31 日までの間算定できることとされている二類感染症患者入院診療加算（250 点）に関して、令和４年８月１日以降の取扱いについてどのように考えれば良いか。

（答）令和４年８月１日から９月 30 日までの間は、当該保険医療機関において患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為がある場合に、当該点数を算定することができる。

＜参考＞「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 68）」（令和４年３月 16 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問１「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）」（令和３年９月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問１において、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合に、令和４年３月 31 日までの措置として、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その９）」（令和２年４月８日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の２（２）における二類感染症患者入院診療加算（250 点）を算定できるとされているが、令和４年４月１日以降の取扱いについてどのように考えればよいか。

（答）令和４年７月 31 日までの間は、引き続き、当該加算を算定することができる。

問２「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 70）」（令和４年４月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問１において、令和４年７月 31 日までの間算定できることとされている電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数(147 点)に関して、令和４年８月１日以降の取扱いについてどのように考えれば良いか。

（答）令和４年８月１日から９月 30 日までの間は、引き続き、当該点数を算定することができる。

＜参考＞「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 70）」（令和４年４月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問１「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 54）」（令和３年８月 16 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）問１において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の３第２項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、医師が電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その９）」（令和２年４月８日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の２（２）における二類感染症患者入院診療加算（250 点）を算定できるとされているが、令和４年５月１日から令和４年７月 31 日までの間に、重症化リスクの高い者（「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和４年２月９日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の２に掲げる「重点的に健康観察を行う対象者」をいう。以下同じ。）に対して、保健所等から健康観察に係る委託を受けている保険医療機関又は「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和３年９月 28 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関の医師が、電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 10）」（令和２年４月 10 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の３に掲げる電話等による療養上の管理に係る点数(147 点)の算定について、どのように考えればよいか。

（答）自宅・宿泊療養を行っている者であり、かつ、重症化リスクの高い者に対して、医師が電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する１つの保険医療機関において、１日につき１回算定できる。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001